



令和8年10月22日

各位

上場会社名 株式会社レイ
代表者 代表取締役社長 磯部 陽一
(コード番号 4317)
問合わせ先 取締役 天野 純
(TEL 03-5410-3861)

自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、令和8年10月22日（以下「本割当決議日」といいます。）開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	令和8年11月16日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 41,500株
(3) 処 分 価 額	1株につき 600円
(4) 処 分 総 額	24,900,000円
(5) 処 分 方 法	第三者割当による処分
(6) 処分予定先及び 処分予定株式数	当社代表取締役社長 磯部 陽一 41,500株
(7) 保 有 株 式 数 (処 分 後)	普通株式71,853株 (所有議決権数：718個、議決権所有割合0.5%)
(8) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、当社代表取締役社長磯部陽一氏より、株主の皆様との利益意識の共有をより一層図るとともに、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上へのコミットメントを高めるため、自己資金による当社株式の取得希望の申し出があったことに伴い実施するものであります。

当社は、同氏による当社株式の保有の拡大が、当社の持続的成長およびコーポレート・ガバナンスの強化に資するものと判断するとともに、市場への流動性などの影響に配慮し、市場買付ではなく当社の保有自己株式を第三者割当の方法により処分することといたしました。なお、本自己株式処分は純粋な売買取

引であり、役員報酬等のインセンティブプランに基づくものではありません。

3. 処分価格の算定根拠及びその具体的な内容

処分価格については、恣意性を排除するため、取締役会決議の前営業日（令和8年10月21日）の東京証券取引所における当社株式の終値 600 円といたしました。

これは、取締役会決議直前の市場価格であり、合理的かつ特に有利な価格（有利発行）には該当しないものと判断しております。

4. 関連当事者との取引に関する事項

本自己株式処分の割当先である磯部陽一氏は当社の代表取締役社長であることから、関連当事者取引に該当いたします。

5. 手続き上の利益相反取引について

処分予定先である代表取締役社長磯部陽一氏は、本自己株式処分に関して利害関係を有する（利益相反取引に該当する）ため、当該事項に関する取締役会の審議および決議には参加しておりません。

6. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は、処分予定株式の全株式が処分された場合においても 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上